

児童福祉法による乳児等通園支援事業の「認可」および 子ども・子育て支援法による給付事業所の「利用定員設定」について

1 「認可」と「利用定員設定」の概要

(1) 認可について

児童福祉法では、乳児等通園支援事業の認可主体は市町村とされており、民間事業者等が事業を実施する場合は、市が定める設備及び運営の基準に基づき、市町村長の認可を得る必要があるとされているところです。

なお、乳児等通園支援事業の認可にあたっては、児童福祉に関する審議会(草津市子ども若者会議)の意見を聴取することとされています。(児童福祉法第34条の15第4項)

(2) 利用定員設定について

子ども・子育て支援法では、乳児等通園支援事業の利用にかかる各事業所への給付は、認可定員の範囲内で市が利用定員を設定した上で、運営基準等を満たしていることを確認し、乳児等支援給付費として支給するものとされているところです。

なお、利用定員設定にあたっては、児童福祉に関する審議会(草津市子ども若者会議)の意見を聴取することとされています。(子ども・子育て支援法第54条の2第3項)

▼「認可」と「利用定員設定」のイメージ

	実施場所	認可	事業所への給付		
			利用定員設定	確認	
乳児等通園支援事業 (対象児童:0歳6か月~2歳)	公立施設	不要	市	市	} 2人
	民間事業所	市	市	市	

↑
子ども若者会議の意見を聴取する事項

▼認可定員と利用定員の違い

認可定員	事業所の設備および職員配置等の基準を満たすことを前提とした、当該乳児等通園支援事業所における受入れ可能児童数の上限の定員
利用定員	子ども・子育て支援法に基づく、給付費の算定の基礎となる定員

2 公立施設の「利用定員設定」

公立施設の利用定員設定について(3か所)

令和8年4月から事業開始を予定している公立施設3か所の利用定員設定を行います。

▼設定内容

施設の名称	矢橋ふたばこども園	子育て支援センター ぽかぽかタウン	発達支援センター 湖の子園
施設の所在地	矢橋町 888-1	草津三丁目 13-30 (さわやか保健センター3F)	西渋谷二丁目 9-38 (渋谷福祉センター3F)
事業の区分	一般型	一般型	一般型
開所曜日	水・木・金	月・火・水 (隔週で金曜)	月・金
開所時間	9:00-12:00 13:00-16:00	9:00-12:00 13:30-16:30	14:30-16:30
食事の提供	なし	なし	なし
利用定員	6人	4人	4人

▼(参考)利用定員設定による受入時間数

施設の名称	矢橋ふたば こども園	子育て支援センター ぽかぽかタウン	発達支援センター 湖の子園	合計
受入時間数 (時間/月)	468	336	72	876

▼(参考)事業の区分について

一般型	認可保育所等の利用定員とは別に定員を設け、利用者の受入れを行うもの
余裕活用型	認可保育所等の利用定員の空き枠を活用して利用者の受入れを行うもの

3 民間事業所の「認可」・「利用定員設定」

民間地域型保育事業所の認可・利用定員設定について(1か所)

令和8年4月から事業開始を予定している民間事業所1か所を認可し、利用定員設定を行います。

▼施設の概要

事業所の名称	みらいのむら保育園 (H31.4.1～小規模保育事業所A型として認可)	
事業所の所在地	野村1丁目15-20	
事業者名	一般社団法人未来会	
事業の区分	余裕活用型	
事業開始予定日	令和8年4月1日	
認可、利用定員	小規模保育事業A型の利用定員の空き枠	
(参考)小規模保育事業A型 認可・確認の内容		
保育の利用定員	19人 (0歳:6人、1歳:6人、2歳:7人)	
開所曜日	月～土	
開所時間	平日 7:30-19:00 / 土曜 7:30-18:30	
食事の提供	有(自園調理)	
保育室面積	58.693㎡	
0、1歳児乳児室等	44.795㎡	(基準)0、1歳児13人×3.3=42.9㎡
2歳児以上保育室	13.898㎡	(基準)2歳児7人×1.98=13.86㎡

※余裕活用型での事業実施のため、設備、職員の基準は、既に認可を受けている小規模保育事業A型の基準を満たした事業所となります。

※余裕活用型での事業実施のため、小規模保育事業の利用定員に空きがある場合、乳児等通園支援事業の受入を行うものです。

▼位置図



▼(参考)乳児等通園支援事業の設備及び運営基準[概要]

(「草津市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例」より)

一般型乳児等通園支援事業の基準	
項目	概要
設備の基準	<p>1. 必置</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆乳児または満2歳に満たない幼児を利用させる場合 乳児室またはほふく室、便所 ◆満2歳以上の幼児を利用させる場合 保育室または遊戯室、便所 <p>2. 基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆乳児室 <ul style="list-style-type: none"> ・乳児または幼児1人当たり床面積 1.65 m²以上 ・乳児等通園支援の提供に必要な用具を備える ◆ほふく室 <ul style="list-style-type: none"> ・乳児または幼児1人当たり床面積 3.3 m²以上 ・乳児等通園支援の提供に必要な用具を備える ◆保育室または遊戯室 <ul style="list-style-type: none"> ・乳児または幼児1人当たり床面積 1.98 m²以上 ・乳児等通園支援の提供に必要な用具を備える
職員の基準	<p>1. 必置</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆保育士 <p>2. 基準(従事者の配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆乳児:おおむね3人につき1人以上 ◆満1歳～満3歳未満の幼児:おおむね6人につき1人以上 ◆従事者の半数以上を保育士とし、配置する従事者が2人を下回らないこと
余裕活用型乳児等通園支援事業の基準	
設備の基準	◆余裕活用型乳児等通園支援事業の基準は、認可を受けている施設または事業所(保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業)の基準が適用される
職員の基準	

4 令和8年度の「利用定員」と草津市こども・若者計画の「確保方策」の比較 乳児等通園支援事業の利用定員について

R8	単位	計画値	見込値	計画値との差 (②-①)
		確保方策 ①	利用定員 ②	
受入時間数	時間/月	880	876	▲4
定員数	人	6	6	0

公立施設(3施設)で実施する一般型乳児等通園支援事業の利用定員の設定により、計画値を概ね確保します。